

下水排除基準

項目	項目	排除基準		暫定	特定事業場				非特定事業場				
		政令	条例		日排水量 (m ³ /日)				日排水量 (m ³ /日)				
					50	30	10	0	50	30	10	0	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03		○									
	シアン化合物	1											
	有機燐化合物	1											
	鉛及びその化合物	0.1											
	六価クロム化合物	0.2		○									
	砒素及びその化合物	0.1											
	総水銀	0.005											
	アルキル水銀化合物	検出されないこと											
	ポリ塩化ビフェニル	0.003											
	トリクロロエチレン	0.1											
	テトラクロロエチレン	0.1											
	ジクロロメタン	0.2											
	四塩化炭素	0.02											
	1,2-ジクロロエタン	0.04											
	1,1-ジクロロエチレン	1											
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4											
	1,1,1-トリクロロエタン	3											
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06											
	1,3-ジクロロプロペン	0.02											
	チウラム	0.06											
	シマジン	0.03											
	チオベンカルブ	0.2											
	ベンゼン	0.1											
	セレン及びその化合物	0.1											
ふっ素及びその化合物 () 内は、海域に排出される場合	8 (15)			○									
ほう素及びその化合物 () 内は、海域に排出される場合	10 (230)			○									
1,4-ジオキサン	0.5			○									
ダイオキシン類	10												
アンモニア性窒素等含有量	380未満		380未満 (125未満)	○									
環境項目等	温度	45度未満	45度未満 (40度未満)										
	pH	5を超え9未満	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)										
	BOD	600未満	600未満 (300未満)										
	SS	600未満	600未満 (300未満)										
	全窒素	240未満	240未満 (150未満)	○									
	全燐	32未満	32未満 (20未満)	○									
	沃素消費量	220未満	220未満										
	n-ヘキサン抽出物質量	5	5										
	(上段：鉱油 下段：動植物油)	30	30										
	銅	3	3										
	亜鉛	2	2	○									
	全クロム	2	2										
	フェノール類	5	5										
	鉄 (溶解性)	10	10										
マンガン (溶解性)	10	10											

備考

- 1 単位は、【温度、pH】を除き、mg/Lです。ただし、ダイオキシン類についてはpg/Lです。
 - 2 排除基準は、別途記載がなければ、mg/L以下であり、省略しています。
 - 3 ■内は、直罰対象の規制に係る排除基準です。
 - 4 ■内は、除害施設の設置等に係る排除基準です。
 - 5 条例の () 内の数値は、製造業又は、ガス供給業の一部に対して適用されるものです。
暫定の欄に○がある項目は、一部の業種に暫定基準が設けられています。
- ※ 塩化ビニルモノマーは、排除基準が設定されていません。